

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

(宛先) 東神楽町長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。

3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

【ご注意ください】

※ この申請書は子どものための教育・保育給付の対象ではない幼稚園（私学助成幼稚園等）及び特別支援学校幼稚部に係る施設等利用給付を希望する場合に使用してください。なお、両親の就労等により、保育の必要性がある3歳児～5歳児クラスの子ども【第2号】若しくは両親の就労等により、保育の必要性がある0歳児～2歳児クラス（満3歳児クラスも含む）の子どもで両親ともに住民税が非課税【第3号】の場合は別の申請書による提出が必要となります。

提出日		令和〇年〇月〇日		認定希望日（施設利用開始日）		令和〇年〇月〇日	
保護者	ふりがな	とうしん いちろう		申請子どもとの続柄	居住地	〒 071 - 1501 東神楽町南1条西1丁目3番2号	
	氏名	東神 一郎 印				現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒
	※ 自署の場合は印は不要です。						
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。						
	①	0166-83-5816		父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	②	090-1234-5678	
				父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	③	080-1234-5678	
				父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）			
申請子ども	ふりがな	とうしん たろう		現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒 -		
	氏名	東神 太郎			生年月日 平成・令和 3 年 4 月 3 日		

■利用（予定含む）する幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

ふりがな	●●ようちえん	所在地	〒 003 - 0001 Tel. 0166（99）1234 ●●町1条1丁目▲番▲号
施設名	●●幼稚園	利用開始予定日	令和〇 年 〇 月 〇 日

■申請子ども以外の「生計を一にする同居者」全員を記載してください（「保護者」の欄に記入した方も重複して記載してください）。

※個人番号（マイナンバー）は、父母及び生計の中心者のみ記入してください。

（生計の中心者の番号に○を付けて下さい）		ふりがな	申請子どもとの続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
		氏名					
	①	とうしん いちろう 東神 一郎	父	個人番号	123456789012	株式会社●●商事	□有
				大正 昭和 令和 62 年 10 月 1 日			
	2	とうしん はなこ 東神 花子	母	個人番号	234567890123	有限会社●●通運	□有
				大正 昭和 令和 62 年 12 月 9 日			
	3	とうしん ももこ 東神 桃子	姉	個人番号		東神楽小学校	□有
				大正 昭和 令和 29 年 5 月 26 日			
	4			個人番号			□有
				申請子どもの兄弟姉妹については 個人番号（マイナンバー）の 記載が原則不要です			
6		生計の中心となる方（各世帯で1人）に○をしてください。	個人番号			□有	
			大正 昭和 令和 年 月 日				
7			個人番号			□有	
			大正 昭和 令和 年 月 日				
8			個人番号			□有	
			大正 昭和 令和 年 月 日				

記入にあたって不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡ください
東神楽町教育委員会こども未来課
電話：0166 - 83 - 5816（平日・午前8時30分～午後5時15分）

※ご注意ください※

- ◇申請書は楷書で丁寧に書いてください。
- ◇申請書はボールペン等の消えない筆記具で書いてください。こすると消えるペンや鉛筆での申請は受け付けられません。
- ◇書き損じた場合、二重線を引き、訂正印を押してください。グシャグシャと塗りつぶしたり、修正テープは使わないでください。
- ◇提出する際、記載されている全ての個人番号（マイナンバー）の確認をします。マイナンバーを確認することができる書類（※）を持参してください。
- ◇提出に來られた方の本人確認をします。運転免許証等の本人確認ができる書類を持参してください。
- ◇提出時に書き間違いが発見される可能性があるため訂正印（認印可）をご持参ください。

※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票等

日付は窓口に提出される日を記載してください。認定希望日は施設の利用を開始した日を記載してください。

住所は東神楽町内の住所を記載してください。転入見込の方は申請時点での住所を記載してください。

日中、連絡の取れる順に番号を記載してください（記載内容等に不備があった場合などにご連絡をすることがあります）。

父母及び支給認定（入園）を希望する子ども以外のご家族について記載してください。「続柄」については支給認定（入園）を希望する子どもから見た関係（兄、妹、祖父等）を記載してください。記載するのは、生計を一にするご家族全てです。※同居しているが、生計は別である方は記載不要です。※記載欄が不足する場合はご相談ください。※個人番号（マイナンバー）については、父母以外に家計の主宰者となる方（例：支給認定（入園）を希望する子どもから見て祖父となる方が父母を含めた家族を養っている場合）がいる場合は記載してください（支給認定（入園）を希望する子どもから見て兄弟姉妹である方の個人番号（マイナンバー）の記載は原則不要です）。